

第五回 参議院建設委員會會議錄第九号

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○建設省設置法の一部を改正する法律案に関する件

○測量法案(内閣提出)

午後二時開會

○理事(原口忠次郎君) 只今より建設委員會を開会いたします。速記を止め

午後二時一分速記中止

午後三時十八分速記開始

○理事(原口忠次郎君) 速記を始め

それでは只今より當委員會に付託になつております特別都市計画法の一部を改正する法律案を議題に供し、引続きまして質疑を行いたいと思ひます。

○北條秀一君 この特別都市計画法の一部を改正する法律案は先の委員會におきまして、種々政府から説明があつたところでありまして、それによつて本法律案を出す経緯はつきりしたものであります。この際、質問してはつきりの方針を示して置いて頂きたいと考えます。この補償金を出す、交付するといふ問題であります。この補償金は本年度の予算には全然計上されておられません。従つてこの補償金を本年どう処理するか、今年の予算で駄目なら來年の予算で考えなければなら

い。その点はどういうふうに出ておられるか、更にさつきの説明によりますと、この法律は新憲法との関係におきまして立案されたといふのは、當然に補償の問題は、新憲法実施のときに遡つて実行されるべきであると考えられておりますが、この二つの点について、この際、政府の方針を明らかにして頂きたいと考えます。

○政府委員(財津吉文君) 北條委員の御質問にお答え申し上げます。補償金の予算は本年度においては組んでございませぬ。これは今までもまだ補償金を交付する段階まで区画整理が進んでいなかったからでございます。併しだんだん区画整理も進んで参つて居る都市もございまして、來年度以降におきましては補償金を組まなければならぬかと存じます。次に新憲法実施に遡つて改正案に基いて補償金を出すか、それとも旧法に則つて補償金を出すかという御質問でございますが、この点につきましては、未だ補償金を交付した者がございませぬので、全部新法案の趣旨に則つて補償金を出すようにいたしたいと存じます。

○北條秀一君 その只今御説明になりました遡及の問題、即ち新憲法実施のときに遡るかどうかという問題につきまして、只今政府の方針は明らかになりましたと私考いたしますので、私の質問は打切ります。

○理事(原口忠次郎君) 他に御質問ございませぬか。他に御質問もございませぬようですから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませぬか。

○理事(原口忠次郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○北條秀一君 土地の区画整理事業は、今日最も重要な問題でありまして、而もその間に宅地の問題が非常な大きな問題であります。その宅地の処理の問題につきまして、この法律案が一步前進するといふ点及び個人の所有権を擁護するといふ建前におきまして、私はこの法律案に賛成であります。但し予て本委員會におきまして種々検討されておりましたところの宅地の問題は、當然最も深刻な問題として住宅問題に絡みまして考えなくちゃならぬのであります。都市計画法の一部を改正する際に當りまして、當然そういう問題までも改正の案の中に含めるべきであると考えますけれども、今日差迫つた時代におきまして、我々の方に十分な準備ができませんので、その点は政府においても十分今後善処して貰うといふことを強く私は希望を提出いたしましたので、本改正案に賛成をいたします。

○理事(原口忠次郎君) 他にございませぬか。御意見も別にならうございませぬから、討論は終結したものと認めてまして御異議ございませぬか。

○理事(原口忠次郎君) 御異議ないものと認めます。それでは採決に入ります。特別都市計画法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案通り可決することに賛成の方の起立を願ひます。

○理事(原口忠次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本會議における委員長のお頭報告は委員長に御一任願つて御異議ございませぬか。

○理事(原口忠次郎君) 異議なきものと認めます。それから多数御意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
北條 秀一 島津 忠彦
久松 定武 島田 千壽
堀 末治 仲子 隆
赤木 正雄

○理事(原口忠次郎君) 御署名洩れはございませぬか。……ないと思ひます。

○理事(原口忠次郎君) さつきの建設省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由の説明のときに、北條委員からお話がありましたことを一つ……。

○北條秀一君 先程の委員會におきまして、政府委員から建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明があつたのであります。建設省の設置につきましては、當委員會におきまして、國会成立以來二ヶ年余、慎重

に討議して來た問題であります。然るにも拘りませぬ、今回の建設省設置法の改正につきまして、政府の考え方は甚だ我々の胸に落ちないところであります。行政機構を整理簡素化するという一般方針については、我々は積極的に賛成するものであります。併し整理簡素化する一般方針に従ひまして、各省別にそれ〴〵機構を三割減らすといふような整理方法は甚だ不合理な整理方針であると考えるのであります。従つて政府全体を一つと考えてそれを整理簡素化するといふ建前からやることとが、先に本會議におきまして、吉田総理大臣が行政整理については科学的に根本的にやらなくちゃならんと言われた方針であると思はれるのであります。今提出されましたこの法律案の改正は、建設省という枠の中にあつて、その中を整理簡素化しようといふことであつて、本委員會の予ねての方針と非常に相反するものがあるものであります。従つてこの一部改正法律案に對しましては、私としては、俄かに賛成することができないのであります。この点は、先に建設大臣が行政制度審議會において急速に研究をして、最近の機会において建設省の合理的な設置方法を決定するといふ言明でありました。その言明が、私は次の臨時國会に実現されることを強くこの際要望したいのであります。これにつきまして、特にこの際赤木政務次官がおられるのであります。赤木政務次官から重ねて建設省當局のお考え

○理事(原口忠次郎君) 御異議なきものと認めます。それでは採決に入ります。特別都市計画法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案通り可決することに賛成の方の起立を願ひます。

○理事(原口忠次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本會議における委員長のお頭報告は委員長に御一任願つて御異議ございませぬか。

○理事(原口忠次郎君) 異議なきものと認めます。それから多数御意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
北條 秀一 島津 忠彦
久松 定武 島田 千壽
堀 末治 仲子 隆
赤木 正雄

○理事(原口忠次郎君) 御署名洩れはございませぬか。……ないと思ひます。

○理事(原口忠次郎君) さつきの建設省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由の説明のときに、北條委員からお話がありましたことを一つ……。

○北條秀一君 先程の委員會におきまして、政府委員から建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明があつたのであります。建設省の設置につきましては、當委員會におきまして、國会成立以來二ヶ年余、慎重

を披露して頂けば、誠に幸いであると考えてゐるのであります。

○政府委員(赤木正雄君) 今回の建設省設置法案の一部を改正する案、これはこの委員会でも長らく審議研究されたいわゆる大建設省と申しますか、建設行政の一元化と申しますか、それとは非常に隔りの多いものであります。従いまして我々建設省にいます者も、決してこの法案を以て満足するものではないと存じます。たゞ、これまで研究した通りに、或いは港湾の問題、或いは通商省の水力発電の問題、或いは農林省の漁港の問題、或いは砂防の問題、或いは開拓の問題、或いは一般國民と最も関係のあるものを一つの省に集めてこそ初めて省の効果も十分發揮し得られるものと存じております。併し只今のところといたしましては、それまで出す時期に至らなかつたことは残念でございます。併し今北條委員のいわれる通りに、我々といひましたも、成るべく今申しました趣旨において、大建設省と申しますか、或いはその名が変るか存じませんが、そういうものを一元化し省に早く持つて行きたい。こういうことを衷心から願ひも、又努力もする。そういうことを明らかに申し立て置きます。

○理事(原口忠次郎君) 外にございせんか。

○北條秀一君 只今赤木政務次官からお話がありまして、了承いたしました。問題は如何に早くやるかということとあります。それじや二ヶ月、三ヶ月後にやるかということにつきましては、先程私は根本的に考え直して、次の臨時国会に臨む程度の眞剣さを持つて建設省はこの問題を考へて頂きたい。

同時に、我々建設委員会におきましても、この問題をどのように我々も眞剣に考えるということに申上げたのであります。二ヶ月、三ヶ月というやうな、時期を区切るということとは、私は区切つて望まいたしまして、政府当局といたしましてはそれに対して何ら言明はすることはできません。思ひますので、只今の赤木政務次官の、成るべく早い機会において合理的な建設省の改革をやりたいという御発言に信頼いたしまして私の質問を打切つて置きたいと存じます。

○理事(原口忠次郎君) それから先程述べたのと同時に本委員会が決定いたしました建設省の設置法案と関連いたしました、運輸省設置法案中の一부를削除する件を可決いたしました。これを特にここに確認して置いて置きたいと思ひます。それは、運輸省の設置法案中の法案第二十八條第九号「道路運送に關し道路の調査及び研究に關すること」という條文と、法案第五十一條の十五号「道路運送に關し道路の調査及び研究に關すること」の二ヶ所の條文を削除して貰うということを運輸委員会に、建設委員会の決定事項として通知することを、内閣委員会に建設委員会の意向として交渉するといふことをこの際確認して置きたいと思ひます。この手續等については委員長に御一任願ひたい。

○北條秀一君 只今の委員長の御発言、先程來この委員会において決定した通りであります。更にこの際何が故に二十八條の九号と、五十一條の十五号を削除するか、その削除する理由をこの際はつきりとして置いた方が私はよいと考へますので、その点を委員

長から記録に載せて頂きたいと考へます。

○理事(原口忠次郎君) それではその削除の理由を申上げます。第一番目の理由といたしましては、道路行政は建設省の専管であります。従つて道路の調査研究はもとより同省の所管として今まで長い年月の間大きな予算をかけて研究調査をして來てゐるわけであります。然るに今回突如として、運輸省が「道路運送に關し」そういう字句をもつて、そうして新たにこの道路に關する調査研究をしよう。その権限を取ろうとするのは、これが若し可能になりますと、道路行政が、運輸省と建設省の両方の省に道路の調査研究の権限を持つ、こういうことになつて、非常に重複することになります。若しこの運輸省が道路運送に關して調査研究をすることが必要でございしますならば、その道路の調査研究における建設省から資料を貰ふばよいことであつて、特に又予算を掛けて重複して運輸省で、建設省がやつてゐるやうなことを調査研究する必要はないといふことであります。

向今日の各省設置法の制定又は改正は、現在の各省の機構を基礎としてその縮小整備を図つて、各省間における権限の調整は一切行ない方針をいうことを聞いておりますので、新たに道路の調査研究に關しまして、新たに建設、運輸両省間に権限の重複、変更を來すことが改正を省のみの組織に、いわゆる運輸省の設置法案の中に織り込んで、そうして混乱を來すといふやうなことは了解できないことである。若しこういうふうなことが、認

められますならば、先程來北條委員からお話がございましたように、我々が長年主張して参りました建設省の一般改革、即ち港湾行政、或いは水力発電、或いは開拓、或いは山林、砂防、漁港、こういうやうなものも当然建設省の設置法案の中に入るべきものだ。こういうことになりますので、ぜひ削除をするということに本委員会は決定したいわけであります。

○理事(原口忠次郎君) それでは測量法案の提案の理由の説明を政府委員よりいたします。

○政府委員(赤木正雄君) 今回提案いたします測量法案の理由を御説明いたします。土地の測量が國土の利用開發の基礎をなし、及び國土經營上占める重要性に鑑み、且つ現行の陸地測量條例が不備で、改正を要するものがあるため、測量実施の基準及びこれに必要な権能を定め、測量制度を整備することにより、測量の正確さを確保し、及び測量の重複を除いて、測量の改善発達を図る必要があり。これがこの法律案を提出する理由であります。こういう点でありますから、成るべく早く御審議の上御協賛あらんことを願ひます。

○理事(原口忠次郎君) 速記を止めて下さい。

午後三時三十九分速記中止

午後三時四十五分速記開始

○理事(原口忠次郎君) 速記を始め

午後三時四十六分散會

出席者は左の通り。

四月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、測量法案

測量法案

理事 原口忠次郎君

委員 仲子 隆君
島津 忠彦君
島田 千壽君
堀 未治君
赤木 正雄君
久松 定武君
北條 秀一君

政府委員 建設政務次官 赤木 正雄君
建設事務官 澁江 操一君
建設事務官 (大臣官房長) 財津 吉文君
建設事務官 (都市局長)

目次 第一章 總則
第一節 目的及び用語(第一條)

第二章 測量の基準(第十一條)

第一節 計圖及び実施(第三十條)

第二節 測量成果(第四十條)

第四章 基本測量及び公共測量以外の測量(第四十五條)

七條

第五章 測量士及び測量士候補

(第四十八條—第五十四條)

第六章 測量審議会(第五十五條—第五十九條)

第七章 訴訟(第六十條)

第八章 罰則(第六十一條—第六十五條)

附則

第一章 総則

第一節 目的及び用語

(目的)

第一條 この法律は、國若しくは公共團體が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保し、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達を図ることを目的とする。

(他の法律との関係)

第二條 土地の測量は、他の法律に特別の定がある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

(測量)

第三條 この法律において「測量」とは、土地測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものとする。

(基本測量)

第四條 この法律において「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、建設省地理調査所(以下「地理調査所」という。)の行うものをいう。

(公共測量)

第五條 この法律において「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、小道路又は建物のため等の局地的測量で、政令の定める範囲内において建設大臣が測量審議会にはかつて指定したものを除き、測量に要する費用の全部若しくは一部を國又は公共團體が負担し、若しくは補助して実施するものをいう。

(基本測量又は公共測量以外の測量)

第六條 この法律において「基本測量又は公共測量以外の測量」とは、基本測量又は公共測量の測量成果を使用して実施する基本測量又は公共測量以外の測量をいう。

(測量計画機関)

第七條 この法律において「測量計画機関」とは、前二條に規定する測量を計画する者をいう。測量計画機関が自ら計画を実施する場合に、測量作業機関となることができる。

(測量作業機関)

第八條 この法律において「測量作業機関」とは、測量計画機関の指示又は委託を受けて測量作業を実施する者をいう。

(測量成果及び測量記録)

第九條 この法律において「測量成果」とは、当該測量において最終の目的として得た結果をいい、「測量記録」とは、測量成果を得る過程において得た作業記録をいう。

(測量標)

第十條 この法律において「測量標」とは、永久標識、一時標識及び仮設標識をいい、これらは、左の各号に掲げる通りとする。

一 永久標識 三角点標石、図根点標石、方位標石、水準点標石、磁気点標石、基線尺検定標石、基線標石及びこれらの標石の代りに設置する恒久的な標識(驗潮儀及び驗潮場を含む。)をいう。

二 一時標識 測量及び標抗をいう。

三 仮設標識 標旗及び仮杭をいう。

二 前項に掲げる測量標の形状は、建設省令で定める。

三 基本測量の測量標には、基本測量の測量標であること及び地理調査所の名称を表示しなければならない。

第二節 測量の基準

(測量の基準)

第十一條 基本測量及び公共測量は、左の各号に掲げる測量の基準に従つて行われなければならない。

一 地球の形状及び大きさについては、ベッセルの算出した次の値による。

長半径—六、三七七、三九七メートル・一五五

偏平率—二九九、一五二八—

三分の一

二 位置は、地理学的経緯度及び平均海面からの高さで表示する。但し、場合により直角座標又は極座標で表示することができる。

三 距離及び面積は、水平面上の値で表示する。

四 測量の原点は、日本経緯度原点及び日本水準原点とする。但

し、離島の測量その他特別の事情がある場合において、地理調査所の長の承認を得たときは、この限りでない。

五 前号の日本経緯度原点及び日本水準原点の地点及び原点数値は、政令で定める。

第二章 基本測量

第一節 計画及び実施

(長期計画)

第十二條 建設大臣は、測量審議会にはかつて、基本測量に関する長期計画を定めなければならない。

(資料又は報告の要求)

第十三條 地理調査所の長は、関係行政機関又はその他の者に対し、基本測量に関する資料又は報告の提出を求めることができる。

(実施の公示)

第十四條 地理調査所の長は、基本測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

二 地理調査所の長は、基本測量の実施を終つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

三 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(土地の立入及び通知)

第十五條 基本測量に従事する地理調査所の職員は、測量を実施するために必要があるときは、國有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

二 前項の規定により宅地又はか

き、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合においては、測量に従事する者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

三 第一項の職員が、前項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(障害物の除去)

第十六條 地理調査所の長又はその命を受けた地理調査所の職員は、基本測量を実施するためにやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

第十七條 地理調査所の長又はその命を受けた地理調査所の職員は、山林原野又はこれに類する土地で基本測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、植物又はかき、さく等の現狀を著しく損傷しないときは、前條の規定にかかわらず、承諾を得ないで、これらを伐除することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(土地等の一時使用)

第十八條 基本測量に従事する地理調査所の職員は、仮設標識を設置するために必要があるときは、あらかじめ占有者に通知して、土地、

樹木、又は工作物を一時使用することが出来る。但し、占有者に対しあらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しないものとする。

(土地の収用又は使用)

第十九條 政府は、基本測量を実施するために、必要があるときは、土地、建物、樹木若しくは工作物を収用し、又は使用することが出来る。

2 前項の規定による収用又は使用に関しては、土地収用法（明治三十三年法律第二十九号）を適用する。

3 第一項の規定による収用又は使用については、第十四條第三項の規定による都道府県知事の公示があつたときは、土地収用法第十四條の規定による公告があつたものとみなす。

(損失補償)

第二十條 第十六條、第十七條又は第十八條の規定による植物、かき若しくはさく等の伐除又は土地、樹木若しくは工作物の一時使用により、損失を生じたときは、政府は、その所有者に対して、相当の償額により、その損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けることができる者は、その補償金額について不服があるときは、政令の定める手続により、その金額の通知を受けた日から一月以内に、土地収用審査会の裁決を求めることができる。

(永久標識及び一時標識に関する通知)

第二十一條 地理調査所の長は、永久標識又は一時標識を設置した場合においては、その種類及び所在を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、関係市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）にその旨を通知しなければならない。

3 市町村長は、永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を地理調査所の長に通知しなければならない。

(測量標の保全)

第二十二條 何人も、移轉、き損その他の行為により、基本測量のため設置した測量標の效用を害してはならない。

(永久標識及び一時標識の移轉、撤去及び廃棄)

第二十三條 地理調査所の長は、永久標識又は一時標識を移轉し、撤去し、又は廃棄したときは、関係都道府県知事及びその敷地の所有者又は占有者に通知しなければならない。

2 第二十一條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(測量標の移轉の請求)

第二十四條 永久標識又は一時標識のき損その他その效用を害する虞がある行為を当該標識の敷地又はその附近でしようとする者は、理由を詳記した書面をもつて都道府県知事を経由して（國又は都道府県が行爲をしようとする場合にお

いては、直接に）、地理調査所の長に当該標識の移轉を請求することが出来る。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求の書面を受け取つたときは、意見を附して送付しなければならない。

3 地理調査所の長は、第一項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該標識を移轉し、理由がないと認めるときは、その旨を移轉を請求した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による標識の移轉に要した費用は、移轉を請求した者が負担しなければならない。

第二十五條 基本測量に従事する地理調査所の職員は、仮設標識の移轉の請求があつた場合において、その請求に理由があると認めたときは、当該標識を移轉しなければならない。

(測量標の使用)

第二十六條 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、地理調査所の長の承認を得て、基本測量のために設置した測量標を使用することが出来る。

第二節 測量成果

(測量成果の公表及び保管)

第二十七條 建設大臣は、基本測量の測量成果を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。

2 建設大臣は、基本測量の測量成果のうち、地図及び測量審議会にはかつて必要と認めるものを刊行しなければならない。

3 地理調査所の長は、基本測量の測量成果及び測量記録を保管し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(測量成果の公開)

第二十八條 基本測量の測量成果又は基本測量の測量記録を閲覧し、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めようとする者は、建設省令の定める手続により、これをしなければならない。

2 前項の規定により、謄本又は抄本の交付を求めようとする者は、政令の定めるところにより、実費をこえない手数料を納めなければならない。

(測量成果の複製)

第二十九條 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、地理調査所の長の承認を得なければならない。

地理調査所の長は、複製しようとする者がこれらの成果をそのまま複製しても、つばら営利の目的で販賣するものであると認めるに足る充分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

(測量成果の使用)

第三十條 基本測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確かめるために、あらかじめその承認を得なければならない。

2 前項の規定により基本測量の測量成果を使用して測量を実施した

者は、その実施に係る測量の測量成果に使用した基本測量の測量成果を明示しなければならない。

3 基本測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

(測量成果の修正)

第三十一條 地理調査所の長は、地かく、地ぼう又は地物の変動その他の事由により基本測量の測量成果が現況に適合しなくなつた場合においては、遅滞なく、その測量成果を修正しなければならない。

第三章 公共測量

第一節 計画及び実施

(公共測量の基準)

第三十二條 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成果に基いて実施しなければならない。

(作業規程)

第三十三條 測量計画機関は、公共測量を実施しようとする場合においては、あらかじめ当該測量に關し観測機械の種類、観測法、計算法等を規定した作業規程を定め、建設大臣の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 公共測量は、前項の作業規程に基いて実施しなければならない。

(作業規程の準則)

第三十四條 建設大臣は、測量審議会にはかつて、作業規程の準則を定めることができる。

(公共測量の調整)

第三十五條 建設大臣は、測量の正確さを確保し、又は測量の重複を除くためその他必要があると認め

るときは、測量計画機関に対して
勧告し、又は測量計画機関から公
共測量についての長期計画若しくは
年度計画の報告を求めることが
できる。

2 建設大臣は、前項の規定により
勧告をする場合においては、測量
審議会にはかつてしなければなら
ない。

(計画書についての助言)

第三十六條 測量計画機関は、公共
測量を実施しようとするときは、
左に掲げる事項を記載した計画書
を添えて、あらかじめ地理調査所
の長の技術的助言を求めなければ
ならない。その計画書を変更しよ
うとする場合も、同様とする。

一 目的、地域及び期間

二 精度及び方法

三 測量作業機関の名称

(公共測量の表示等)

第三十七條 公共測量を実施する者
は、当該測量において設置する測
量標に、公共測量の測量標である
こと及び測量計画機関の名称を表
示しなければならない。

2 公共測量を実施する者は、関係
市町村長に対して当該測量を実施
するために必要な報告を求めるこ
とができる。

3 測量計画機関は、永久標識を設
置したときは、遅滞なく、地理調
査所の長に、その種類、敷地の所
在その他必要と認められる事項を
通知しなければならない。

(地理調査所が実施する公共測量)
第三十八條 第三十三條、第三十五
條、第三十六條及び前條第三項の
規定は、地理調査所が実施する公

共測量には、適用しない。

(基本測量に関する規定の準用)

第三十九條 第十四條から第二十
六條までの規定は、公共測量に準用
する。この場合において、第二十
四條、第二十六條、第二十七條、第二
十八條、第二十九條、第三十條及び
第三十一條中「政府」とあるのは「測
量計画機関」と、第二十五條中「地理
調査所の職員」とあるのは「測量作
業機関の職員」と、それぞれ読み替
えるものとする。

第二節 測量成果

(測量成果の提出)

第四十條 測量計画機関は、公共測
量の測量成果を得たときは、遅滞
なく、その写を地理調査所の長に
送付しなければならない。

2 地理調査所の長は、前項の場合
において必要と認めるときは、測
量記録の写の送付を求めるこ
とができる。

(測量成果の審査)

第四十一條 地理調査所の長は、前
條の規定により測量成果の写の送
付を受けたときは、すみやかにこ
れを審査して、測量計画機関にそ
の結果を通知しなければならない。

2 地理調査所の長は、前項の規定
による審査の結果当該測量成果が
充分な精度を有すると認める場合
においては、測量の精度に関し意

見を附して、その測量の種類、実
施の時期及び地域並びに測量計画
機関及び測量作業機関の名称を公
表しなければならない。

(測量成果の保管及び閲覧)

第四十二條 第二十七條第三項の規
定は、第四十一條第一項の測量成
果の写及び前條第二項の測量記録
の写に準用する。

2 第二十八條の規定は、前項に規
定する測量成果の写及び測量記録
の写の閲覧及びその謄本又は抄本
の交付に準用する。

3 測量計画機関は当該機関の作成
に係る測量成果及び測量記録の保
管を地理調査所の長に委託するこ
とができる。

(測量成果の複製)

第四十三條 公共測量の測量成果の
うち、地図その他の図表、成果表、
写真又は成果を記録した文書を複
製しようとする者は、当該測量計
画機関の長の承認を得なければな
らない。測量計画機関の長は、複
製しようとする者がこれらの成果
をそのまま複製して、もっぱら営
利の目的で販賣するものであると
認めるに足る充分な理由がある場
合においては、承認をしてはなら
ない。

(測量成果の使用)

第四十四條 公共測量の測量成果を
使用して測量を実施しようとする
者は、測量計画機関の長がその測
量成果が当該測量に関して適切な
ものであるかを確かめるために
当該測量成果を作成した測量計
画機関の長の承認を得なければな
らない。

2 前項の場合においては、測量成
果に、使用した公共測量の測量成
果を明示しなければならない。

3 公共測量の測量成果を直接又は
間接に使用して刊行物を出そうと
する者は、刊行物にその旨を明示
しなければならない。

第四章 基本測量及び公共測
量以外の測量

(届出)

第四十五條 第六條の基本測量及び
公共測量以外の測量を実施しよう
とする者は、あらかじめ建設大臣
に届け出なければならない。

2 前項の届出は、建設大臣及び地
理調査所の長に対して第四十六條
に規定する権限を行使するために
必要な情報を提供する目的でなさ
れるものであつて、建設大臣は、
いかなる場合においても、当該届
出に係る測量の実施を妨げてはな
らない。

(測量成果及び測量記録の提出等)

第四十六條 前條第一項の規定によ
る届出のあつた測量で、建設大臣
が測量審議会にはかつて公共性を
有するものと認めるものについて
は、地理調査所の長は、当該測量
の実施者に対して当該測量の測量
成果若しくは測量記録の閲覧又は
これらの写の提出を求めることが
できる。測量成果又は測量記録の
写の提出を求める場合において
は、写の作成のための実費は、國
が負担する。

2 地理調査所の長は、前條第一項
の規定により届出のあつた測量の
作業規程について勧告をすること
ができる。

3 第一項の規定により地理調査所
の長が測量成果若しくは測量記録
の閲覧又はこれらの写の提出を求
めたときは、測量の実施者は、正
当な事由があるときは、これを拒
むことができる。

(法律の適用除外及び第五條の測
量に準ずる測量)

第四十七條 小道路、建物又は宅地
若しくは小農地の境界若しくは面
積の測定のため等の局地的な測量
には、この法律を適用しない。但
し、これらの測量を実施する者が
地理調査所の長に対して技術的な
助言を求めることを妨げない。

2 基本測量及び公共測量以外の測
量で、國若しくは公共団体の許可
若しくは認可を受けて行う工事又
は國若しくは公共団体の補助を受
けて行う事業のためにするもの
は、建設大臣において、測量審議
会にはかつて、公共測量として指
定することができる。この場合に
おいては、当該測量については、
公共測量に関する規定を準用す
る。

第五章 測量士及び測量士補

(測量士及び測量士補)

第四十八條 技術者として基本測
量又は公共測量に従事する者は、第
四十九條の規定に従い登録された
測量士又は測量士補でなければな
らない。

2 測量士は、測量に関する計画を
作製し、又は実施する。

3 測量士補は、測量士の作製した
計画に従い測量に従事する。

(測量士及び測量士補の登録)

第四十九條 第五十條又は第五十一條の規定により測量士又は測量士補となる資格を有する者は、測量士又は測量士補にならうとする場合においては、地理調査所の長に對してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならぬ。

2 測量士名簿及び測量士補名簿は、地理調査所に備える。

3 第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、千円以内の手数料を納めなければならない。

(測量士となる資格)

第五十條 左の各号の一に該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 文部大臣の認定した大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に關し一年以上の実務の経験を有するもの

二 文部大臣の認定した専門学校において、測量に関する科目を修め、当該学校を卒業した者で、測量に關し三年以上の実務の経験を有するもの

三 建設大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に關し二年以上の実務の経験を有するもの

四 測量士補で、建設大臣の指定する測量に関する専門の養成施設において建設大臣の指定する

科目について高度の専門の知識及び技能を修得した者

五 地理調査所の長が行う測量士試験に合格した者

(測量士補となる資格)

第五十一條 左の各号の一に該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一 文部大臣の認定した大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者

二 文部大臣の認定した専門学校において、測量に関する科目を修め、当該学校を卒業した者

三 建設大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者

四 地理調査所の長が行う測量士補試験に合格した者

(登録のまつ消)

第五十二條 地理調査所の長は、測量士又は測量士補の登録を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、その登録をまつ消しななければならない。

一 死亡したとき。

二 この法律の規定に違反し罰金以上の刑に処せられたとき。

三 測量士又は測量士補となる資格を有しないことが判明したとき。

(試験手数料)

第五十三條 第五十條第五号の測量士試験又は第五十一條第四号の測量士補試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、五百円以内の手数料を納めなければならない。

(施行規定)

第五十四條 この法律に定めるものを除くの外、測量士又は測量士補の登録に關して必要な手続及び測量士又は測量士補の試験科目その他試験に關して必要な手続は、政令で定める。

第六章 測量審議會

(測量審議會の設置及び権限)

第五十五條 この法律に基く権限を行い、及び測量に関する重要事項を調査審議するために、建設省に、測量審議會を置く。

2 測量審議會は、測量に關して、關係各行政機關に對して、建議をすることが出来る。

(測量審議會の組織)

第五十六條 測量審議會は、二十人以上の委員で組織する。

2 委員は、關係各行政機關の職員及び技術に關し學識経験のある者のうちから、建設大臣が命ずる。

3 學識経験のある者のうちから命ぜられた委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることのできる。

第五十七條 測量審議會に会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を總理する。

3 測量審議會は、あらかじめ委員のうちから、会長が故障のある場合に会長を代理する者を互選で定めて置かなければならない。

(委員の手当等)

第五十八條 委員の手当及び旅費

は、國家公務員の給與に關する法律の規定の範圍内において政令で定める。

(測量審議會の庶務)

第五十九條 測量審議會の庶務は、地理調査所において行う。

第七章 訴願

(訴願)

第六十條 この法律の規定による行政機關の処分に対して不服がある者、主務大臣に訴願することが出来る。

第八章 罰則

第六十一條 第二十二條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 基本測量又は公共測量に従事する者又はその他の者で、基本測量又は公共測量の測量成果をして、眞実に反するものたらしめる行為をした者

二 第四十八條第一項の規定に違反した者

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 正当の理由がなく基本測量又は公共測量の実施を妨げた者

二 第十五條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定による土地の立入を拒み、又は妨けた者

三 第十八條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定

による土地、樹木又は工作物の一時使用を拒み、又は妨けた者

第六十四條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十六條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定に違反して測量標を使用した者

二 第二十九條の規定に違反した者

三 第三十條第一項の規定に違反した者

第六十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行の期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

(陸地測量標條例等の廃止)

2 陸地測量標條例(明治二十三年法律第二十三号)及び陸地測量標條例施行細則(明治二十八年陸軍省令第十七号)は、廃止する。

3 この法律施行前にした陸地測量標條例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(測量士及び測量士補に關する経過規定)

4 この法律施行の日から一年間に限り、測量士又は測量士補でない者でも、第四十八條の規定にかか

わらず基本測量又は公共測量に従事することができる。

(この法律施行前の測量成果、測量記録及び測量標)

5 この法律施行前に陸地測量標條例に基づいてした測量で、基本測量の範囲に属するものの測量成果、測量記録及び測量標は、この法律に基づく基本測量の測量成果、測量記録及び測量標とみなす。

6 この法律施行前にした測量で、建設大臣が測量審議会にはかつて指定したものの測量成果、測量記録及び測量標は、公共測量の測量成果、測量記録及び測量標とみなす。この場合において第四十條及び第四十一條第一項中「測量計画機関」とあるのは「当該測量を計画した者」と読み替えるものとする。

7 建設大臣は、必要と認めるときは、前項の規定により、公共測量の測量成果又は測量記録とみなされたもの又はその写を地理調査所の長に送付させることができる。

(この法律施行の際実施中の公共測量の措置)

8 この法律施行の際、現に実施中の測量で、公共測量に属するものについては、第三十二條、第三十三條及び第三十六條の規定は、適用しない。但し、当該測量がこの法律施行の日から一年以内に完了しない場合においては、一年後に実施される分について、この限りでない。

9 前項本文の規定に該当する場合においては、測量計画機関は、当該指定があつた後遅滞なく第三十

三條の作業規程及び第三十六條の作業計画書を地理調査所の長に届け出なければならない。

昭和二十四年五月二十六日印刷

昭和二十四年五月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局